

イクメンプロジェクト サポーター登録規約

(趣旨)

第1

この規約は、イクメンプロジェクトサポーターの活動にあたり遵守すべき事項を定めるものです。

(サポーター参加の申請及び登録)

第2

(1) サポーター登録を希望する企業・団体(以下「申請者」という)は、「イクメンプロジェクトホームページ(<http://www.ikumen-project.jp>)」によりイクメンプロジェクト事務局あてに参加希望を申請することとします。育児休業取得促進事業の普及・啓発という趣旨に賛同するすべての企業・団体(政治団体・宗教法人および反社会的勢力を除く。また公的機関・地方公共団体を含む)が対象です。

(活動内容)

第3

イクメンサポーターは、イクメンサポーターであることを表明することができます。イクメンサポーターは、育児休業取得促進事業の普及・啓発というイクメンプロジェクト(以下「本プロジェクト」という)の趣旨に沿い、以下の項目のうち1つ以上の活動を実施していただきます。

1. 企業・団体の構成員とその家族、関係団体などへ育児休業取得促進に関わる啓発活動などを推進する
2. 広報や広告その他の活動における本プロジェクトのロゴマークの提示により、本プロジェクトへの支援の意思を表明する
3. その他本プロジェクトの普及・啓発という本運動の趣旨に沿った活動を行う

(推進パートナー登録期間)

第4

サポーターの登録期間は、事務局からの期間終了の連絡がない限り本事業および、今後本運動を推進する事業が存続している期間とします。事務局から期間終了の連絡がない限り登録を自動的に更新します。

(推進パートナー参加の中止)

第5

イクメンサポーターはイクメンプロジェクト事務局(以下「事務局」という)に対しサポーター取りやめ連絡を提出メールすることにより、いつでもサポーター参加をとりやめることができます。

(推進パートナーロゴマークの利用など)

第6

イクメンサポーターは、「イクメンプロジェクトのロゴマーク利用許諾要領」(以下、「ロゴマーク利用要領」という)に従い推進パートナーロゴマークの利用が認められた場合、推進パートナーロゴマークを利用することができます。

- (1) 推進パートナーロゴマークの利用にあたっては、別途定める「推進パートナーロゴマーク利用規程」(以下、「ロゴマーク利用規程」という)を遵守していただきます。
- (2) 推進パートナーロゴマークは無償で利用することができます。

(活動のアンケート調査へのご協力について)

第7

イクメンサポーターは事務局から要望があった場合には、イクメンプロジェクトに関わる活動内容に関するアンケート調査にご協力いただきます。アンケート結果は、イクメンサポーターが全体としてどのように活動されているかを把握し今後の活動推進の資料とさせていただくために活用します。

(登録の取り消し及び是正の為の処置について)

第8

イクメンサポーターが本プロジェクトの趣旨に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為を行ったと厚生労働省または当事務局が認めた場合、あるいはイクメンサポーター規約、ロゴマーク利用要領及びロゴマーク利用規程に違反したと厚生労働省または当事務局が認めた場合など、厚生労働省または当事務局が必要と認めた場合は、次の措置を順次講ずることとします。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) イクメンサポーター登録の取消しやロゴマーク利用許諾の取消し
- (4) 企業・団体名公表
- (5) 訴訟

(附則)

この規約は、平成22年6月17日から施行します。本規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があります。改訂内容についてはイクメンプロジェクトホームページなどで通知いたしますのでご確認ください。

イクメンプロジェクト事務局